

石井町移住支援事業における地方就職支援金交付申請に関する誓約事項

1. 地方就職支援金に関する報告及び立入調査について、徳島県及び石井町から求められた場合には、それに応じます。
2. 以下の場合には、石井町移住支援事業における地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額を返還します。

全額返還

- （ア）虚偽の申請等をした場合
- （イ）申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- （ウ）申請日から1年以内に石井町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に石井町に住民票がある場合を除く。）
- （エ）就業開始日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第4条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- （オ）石井町への転入日から1年以内に転出した場合
 - ※ただし、住民票を移さずに転出していた者については、第4条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に、石井町から転出した場合